

# 事前のご相談について

## 1. 事前のご相談

事業者やその債権者である金融機関等から、いつでも事前の照会や相談をお受けします。相談される場合には、事業再生計画の作成等は必要ありませんが、事業概要、直近決算書等の基礎資料をお持ちくださるようお願いします。事前相談の段階で、相談の事実が外部にもれることは一切ありませんのでご安心ください。

事前の相談の段階では、事業者や金融機関、スポンサー等が個別にご相談いただいても差し支えありません。

中小企業に関するご相談は、中小企業再生支援センター、当機構の代表受付のいずれにご連絡頂いても構いません。

なお、着手金は特に必要ありません。

## 2. デューデリジェンス (資産等の適正評価手続) の費用負担等

デューデリジェンスの費用は、事業者が機構のサービスを受ける前提となる経費のため、事業者の全額負担となりますが、支援の決定に至った場合は、以下の通り事業者の規模に応じて一部機構も負担します。支援決定に至らなかった場合は、機構が原則として費用の全額を負担しますが、事業者側の事情による場合は除きます。

また、買取決定等に至った場合には、別途手数料を頂きます（詳細は案件の内容に応じて個別にご説明します）。

規模別(注)	デューデリジェンス費用
中小企業	費用の1/4あるいは1億円のいずれか低い価額を事業者が負担
中堅企業	費用の1/2あるいは1億円のいずれか低い価額を事業者が負担
大企業	全額事業者負担

(注) 中小企業：中小企業基本法による、大企業：負債総額200億円超の企業、中堅企業：中小企業、大企業以外。また、資本金がない場合は別途相談に応じる。

## 3. 正式な支援の申込み

デューデリジェンスを経て事業再生計画が作成された後に行われる正式な支援の申込みは、必ず事業者と主要債権者の連名又はそれに準じた形で行なっていただくこととなっておりますので、事業者と取引先金融機関とでよくご相談いただく必要があります。

なお、事業者とともに申込みを行う債権者は、複数の金融機関でも差し支えありませんし、また、いわゆるメインバンクだけでなく再生を主導する金融機関から申し込んでいただくことも可能です。

支援決定を行うまで十分な調査や準備が必要な場合がありますので、正式の申込みをしていただく時期は、機構担当者とよくご相談ください。